

【事業内容】

多子世帯で自ら居住するために中古住宅を取得（中古住宅の取得の際に行うリフォームを含む）する者や、新たに3世代で同居又は近居をするために、中古住宅の取得又はリフォームをする者に対し、費用の一部を補助します。

【補助対象住宅】

- (1) 一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅の用に供する部分に限る）
- (2) マンション等の共同住宅等で人の居住の用に供する専有部分

【補助対象者】

- (1) 多子世帯に属し、自ら居住するための中古住宅（延床面積60㎡以上に限る）を取得しようとする者
 - (2) (1)の際に併せて住宅を改修しようとする者
 - (3) 新たに3世代で同居又は近居するために住宅を改修しようとする者
 - (4) 新たに3世代で同居又は近居するために中古住宅を取得しようとする者
- ※補助対象工事は、補助要綱に定めるものに限りません。

多子世帯



3人以上の18歳未満の子が属する世帯又は、
2人の18歳未満の子が属し、3人目を希望する世帯

3世代

3世代：小学生以下の子（出産予定児）がいる子育て中の世帯を含む3つ以上の世代



同居：同一住宅（同一敷地内にある離れ等の建築物を含む）に居住すること
近居：市内の同一小学校区又は隣接する小学校区に居住すること

【補助対象経費】

- (1) 多子世帯に属し、自ら居住するための中古住宅の取得費
 - (2) (1)の際に併せて行う改修工事費
 - (3) 新たに3世代で同居又は近居するための改修工事費
 - (4) 新たに3世代で同居又は近居するための中古住宅の取得費
- ※補助対象工事は、補助要綱に定めるものに限りません。

【補助金額】

補助対象経費の1/5（上限額40万円）
ただし、子育て応援団体等所属者の申請の場合は上限額44万円

【受付期間】

申請受付：令和3年12月24日まで
※予算が無くなり次第終了させていただきます。

【注意事項】

- ①申請については、事前協議により補助対象となるかの確認が必要です。
 - ②申請者において、市税の未納がある場合は補助金の交付が制限されます。
 - ③補助金交付決定前に契約された場合は、補助の対象となりません。
 - ④令和4年2月末までに事業を完了すること。
- ※その他にも要件がありますので、詳しくは問合せ先までお願いします。

【問合せ先】

雲仙市 建設部 建築課(吾妻庁舎別館2F)

TEL：0957-38-3111